

介護予防・日常生活支援総合事業の 充実に向けた検討会（第3回）	資料 2 - 3
令和5年6月30日	

家政婦(夫)のサービスについて



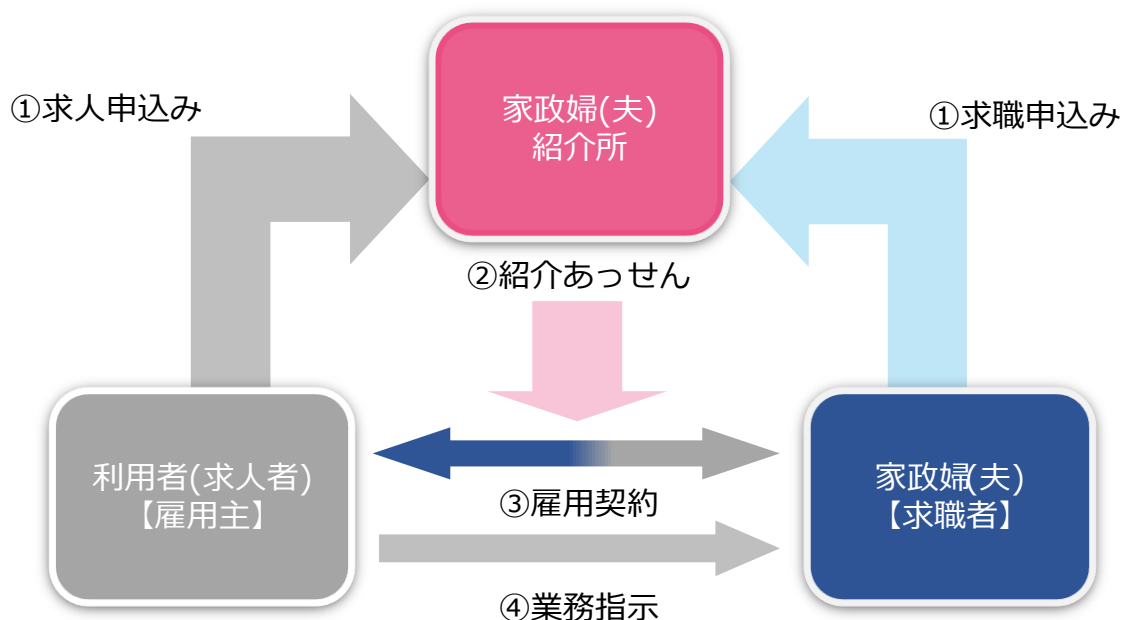
公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

I . 家政婦(夫)による家事サービスについて

1 家政婦(夫)による家事サービスの利用方法

利用者(求人者)は、家政婦(夫)紹介所から職業紹介を受け家政婦(夫)と雇用契約を結びます。

● 家政婦(夫)職業紹介の流れ



● 職業紹介とは

職業紹介とは、求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間に雇用関係が成立するのをあっせんすること(職業安定法第4条 第1項)です。

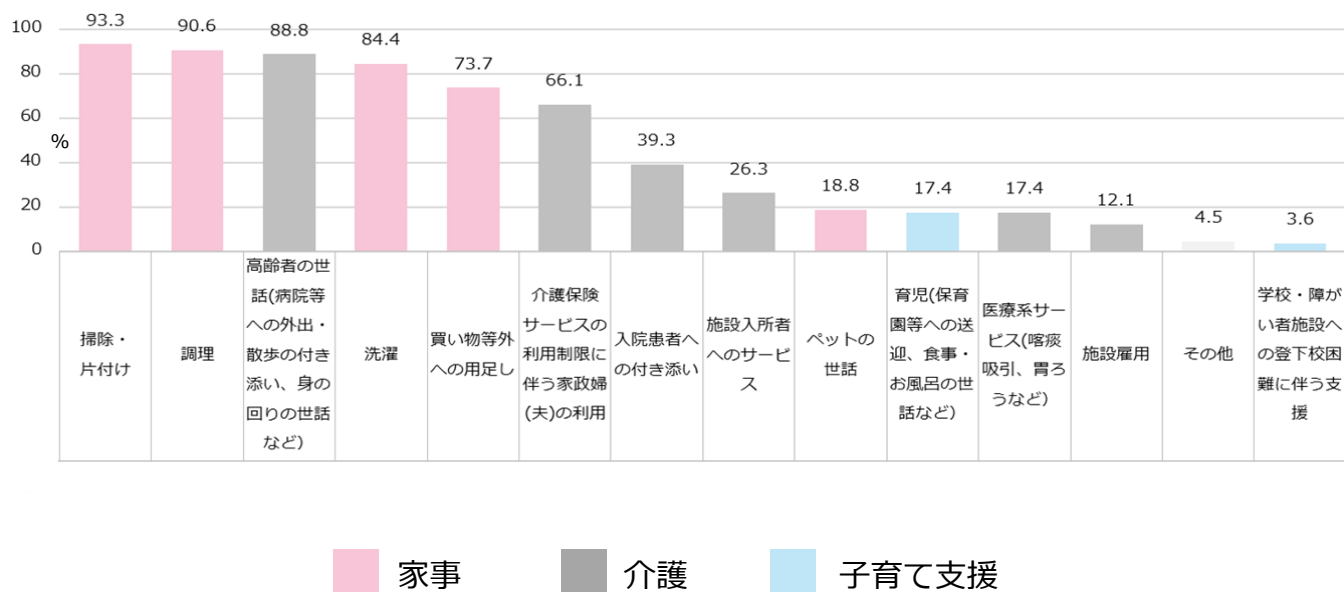
求人者は雇用契約を結んだ後、家政婦(夫)の雇用主となるので、希望するさまざまな種類の家事サービスを指示してやってもらうことができます。

家政婦(夫)によるサービスは、下記のように、「掃除・片付け、洗濯」、「料理、買い物等の用足し」、「高齢者の世話」、「育児」、「介護保険の適用にならない仕事」などさまざまな内容のものがあるほか、「施設や病院などの中での仕事」や「臨時・短期的な仕事」といった利用場所・頻度もいろいろです。

このように、家政婦(夫)は、「生活支援パートナー」として、どんなニーズにも柔軟に対応して行き届いたサービスを提供することができます。

掃除・片付け、洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族の人数が多く家事の負担が大きいので、掃除・片付け、洗濯を手伝ってほしい。 ● 共稼ぎで家事の時間が十分に取れないので、掃除や洗濯をお願いしたい。
料理、買い物等の用足し	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人親の家庭であり、親子の食事をつくる家事をお願いしたい。 ● 週に何回かは、手作りの料理を食べたいので、家族の料理作りをお願いしたい。
臨時・短期的な仕事	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅行期間中の庭木、植木鉢の水やりをお願いしたい。
高齢者の世話	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の親が遠方に在住し夫婦で暮らしている。毎日の家事全般をお願いしたい。 ● 高齢の親の通院・散歩の付き添い、病院入退院の手伝い着換えの介助、話し相手をしてほしい。
介護保険の適用にならない仕事	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービスを受けているが、介護保険の適用とならない次のような家事の範囲・内容や日にち・時間を家政婦(夫)による家事サービスで補いたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン外の日・時間における介護・介助や家事全般のサービス ・介護保険の対象となる本人以外の家族に対するサービス ・本人が使用する部屋以外の掃除 ・本人が不在の場合の家事サービス
施設や病院などのなかでの仕事	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人者個人との雇用契約により、施設や病院などのなかで、入所や入院している方の求めに応じ、部屋の掃除や見守り、散歩の付き添いなどの身の回りの世話をお願いしたい。
育 児	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが病気になったので、病院への付き添い、学校への送迎、親が帰宅するまでの世話をお願いしたい。

家政婦(夫) のサービス分野別の割合は下図のようになっています。



公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

令和3年度厚生労働省委託事業「家政婦紹介所の活用を促進するために～家事サービス等アンケート調査の結果から～」より

4

家政婦(夫)の賃金

賃金は、雇用契約に基づいて決まりますので、お仕事の内容に働く地域、求人者の事情等により異なります。

東京都内の19の家政婦紹介所のホームページに掲載されている就業時間毎の賃金の平均額は下表のとおりです。

1時間	1,806円
3時間	4,908円
8時間	11,147円

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会
平成29年度厚生労働省委託事業「家事サービスパンフレット」より

※利用料金は、賃金に受付手数料・紹介手数料
(賃金の概ね15%~20%程度)を加えたものとなります

5

家政婦(夫)の人数

当協会加盟の紹介所経由で働いている**常用の家政婦(夫)数は約10,000人**となっています。

それ以外に臨時的に就労するものも一定数います。

(協会の特別会員数、介護労働安定センター
「ケア・ワーカー賠償責任補償制度」加入者数より推計)

Ⅱ．家政婦(夫)に対する教育研修および家政士検定

教育研修

家政婦(夫) のスキルアップに向け、家政・介護の技術の基本から応用までが学べる「**介護家政サービス向上セミナー**」など充実した内容の研修を毎年実施しています。家政・介護サービス向上に役立つ教材を提供しています。

家政士検定制度

「家政士検定」は、2016年に厚生労働大臣より認定された公的な検定制度です。**家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術を有する方に「家政士」の資格を授与**することにより、家政サービスの専門性を高めるとともに、サービスを選択する利用者に安心と信頼を提供することを目的としています。

- 受験者累計数 1,374名 (うち家政婦(夫)以外の一般の方 144名)
- 合格者累計数 893名 (うち一般の方 112名)

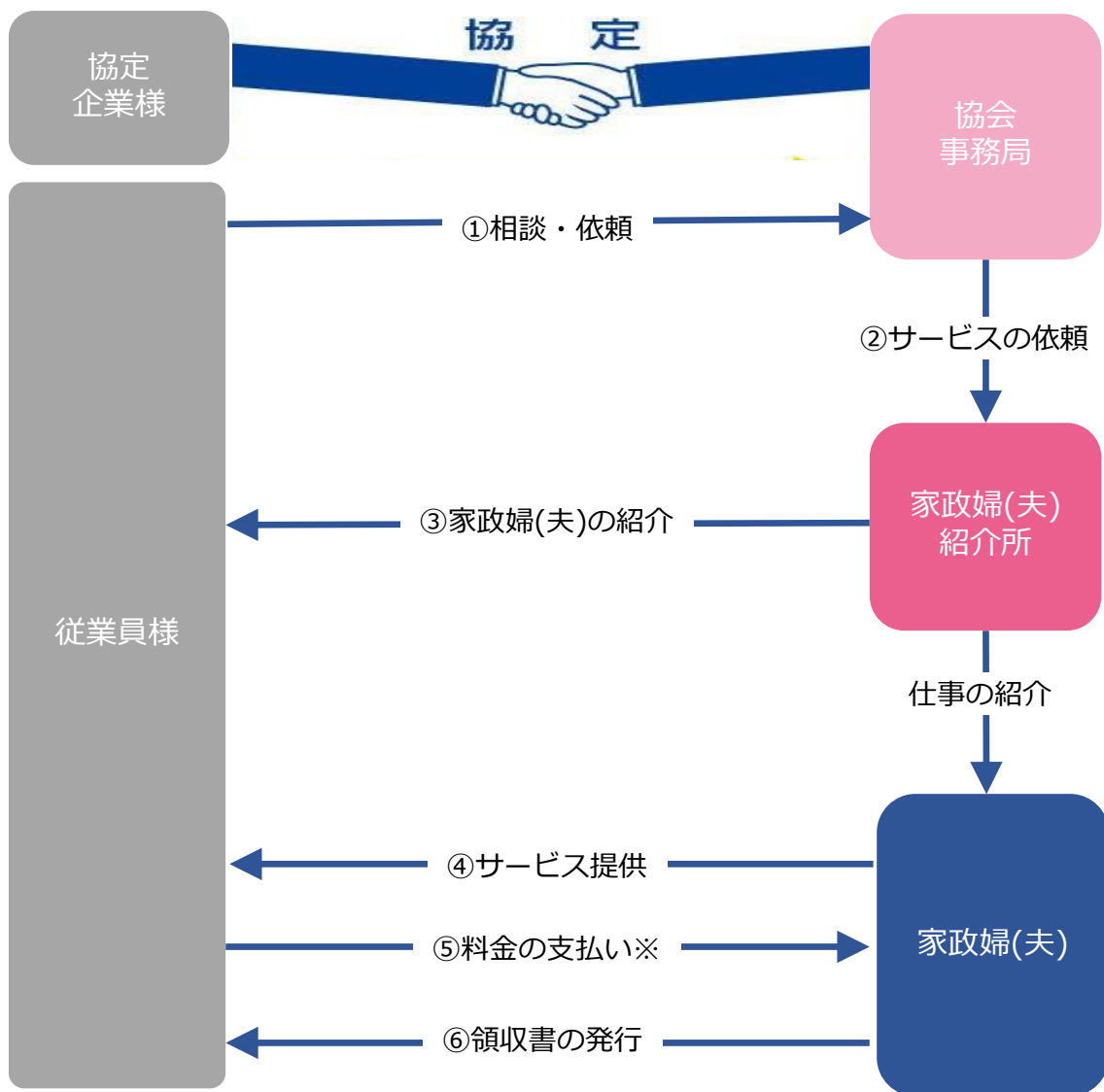


Ⅲ. 家政婦(夫)を活用している事業

1 ホームヘルパー協定

企業(団体)が公益社団法人日本看護家政紹介事業協会と「ホームヘルパー協定」を締結していただくことにより、企業(団体)の従業員の皆様が「家事」や「介護」などを必要とした際にニーズに合った家政婦(夫)を斡旋できる紹介所をご案内いたします。

本協定は、企業(団体)の社員の皆様が仕事と家事や介護が両立できるよう、サポートすることを目的としています。

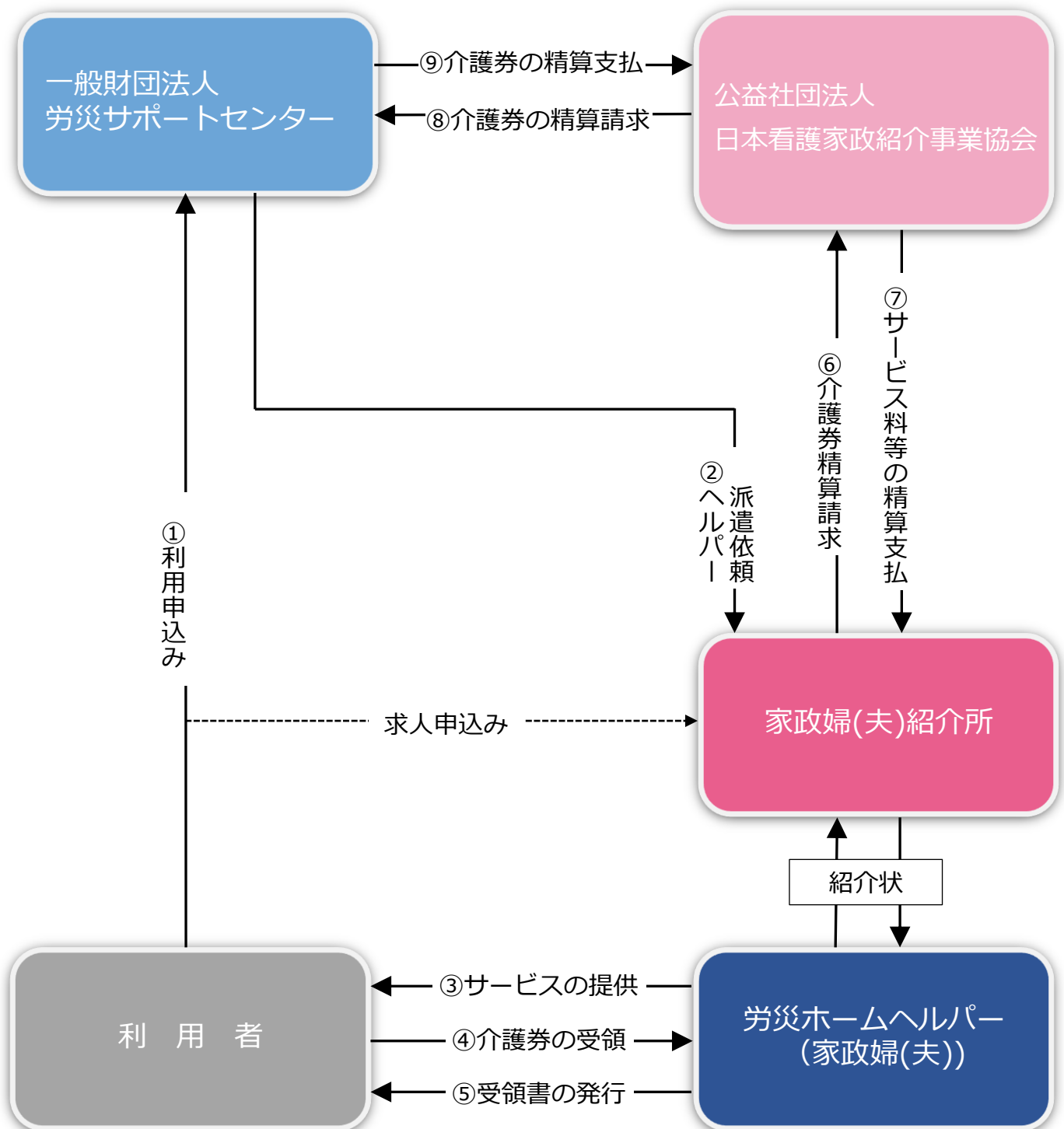


※家政婦の賃金等（紹介所への手数料も含む）

2

労災ホームヘルプサービス

厚生労働省では、労働災害により身体に重い障害が残った労災年金受給者の方で在宅介護を必要とする方に対して、ご本人及びご家族の福祉の充実を図るため、労災ホームヘルパー(家政婦(夫))を紹介し、介護から家事援助までのサービスを提供する、労災ホームヘルプサービスを実施しています。



厚生労働省

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A

【平成27年2月4日版】第2サービスの類型 より

問1

ガイドライン案の中には「市場における民間サービス(総合事業の枠外のサービス)を積極的に活用していくことが重要である」とあるが、民間サービスとは具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

総合事業においては、総合事業の枠内の事業だけでなく、市場における民間サービス等を活用することを通じて、要支援者等に対し、効果的かつ効率的な支援を提供することが重要である。具体的な民間サービスについては、スーパーマーケット等による食材配達、**家政婦紹介所等を通じた家事援助サービス**、コンビニエンスストア等による配食、新聞販売所等による見守りなどさまざまなものがあると想定される。

なお、市町村や地域包括支援センターによる民間サービスの活用推進の観点からは、まず、そのサービス内容等を把握することが必要であるところ、このためには、これまでガイドライン(案)やQ&Aで示してきた組織や団体(※)とともに、スーパーマーケット、**家政婦紹介所**、コンビニエンスストア、新聞販売所などの多様な民間企業、団体にも協議体に参画いただき、情報交換や連携を行うことが有効であると考えられる。市町村としてはこのような観点も踏まえて、例えば、まず最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やしていくなどといった方法も活用し、協議体の早期設置を進めていただきたい。

※市町村、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者

厚生労働省「出産・子育て応援交付金 自治体職員向けQ&A」より

番号34

質問

子育て応援ギフトを産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用券方式で実施する場合に、家事支援サービス事業者ではなく、**家政婦(夫)を求職登録**し、利用者とマッチングする紹介事業者と契約して、支援対象サービスに位置づけてもよいか。

解答

自治体の判断で、利用可能な対象サービスに位置づけていただいて差し支えありません。

この場合の当該紹介事業者との事務フローも含めた契約内容についても、各自治体と当該紹介事業者との間で協議の上、適切に対応いただければと考えております。

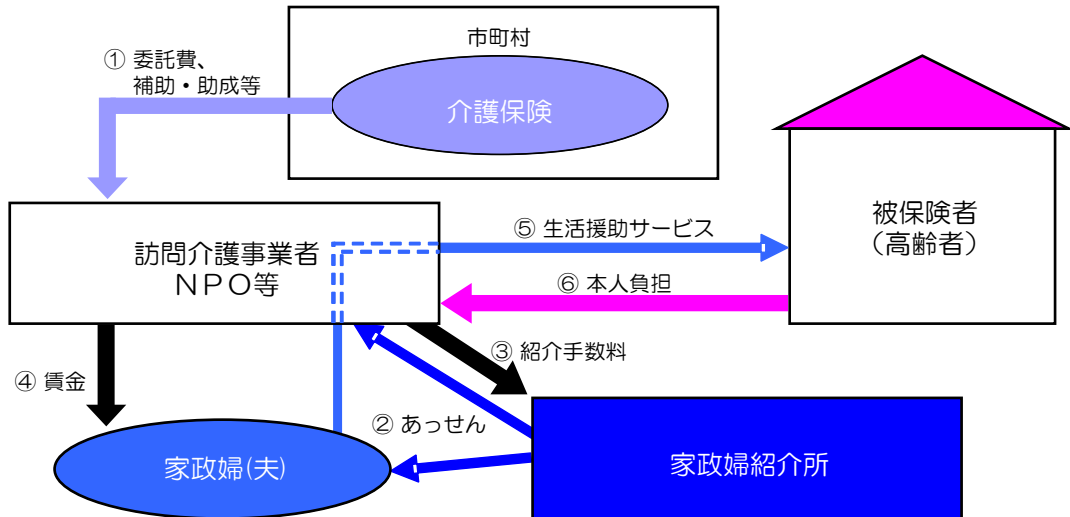
これは、厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室が、都道府県・市区町村の出産・子育て応援交付金担当課(室)宛に 発出した事務連絡の抜すいです。

IV. 当協会からの提案

(家政婦(夫)紹介所の 介護予防・日常生活支援総合事業への参画方法)

[方法 1]

- 市町村から事業を受託している団体（介護事業者、NPO等）に対して、家政婦紹介所が家政婦(夫)を斡旋し、就労
- 紹介手数料は団体が負担



[方法 2]

- 市町村が家政婦紹介所を通じて家政婦(夫)を募集
- 市町村が直接家政婦(夫)と雇用契約（又は請負契約）を結び、高齢者に生活支援サービスを提供
- 紹介手数料は、市町村が自前財源で負担
- 家政婦(夫)に事故発生時の対応、秘密保持、廃止・休止の届出などの義務が発生

